令和６年第１１回（１１月）かほく市農業委員会総会議事録

日　時　令和6年11月26日（金）午後1時30分
場　所　かほく市役所　西フロア3階　302会議室

開　　会	事務局長	定刻になりましたので、ただ今から令和6年第11回（11月）農業委員会総会を開会致したいと思います。 種本会長のご挨拶をお願い致します。
会長挨拶	会　　長	皆様ご苦労様でございます。もう 11 月ということで、今年もあと１ヶ月を残す状況になっております。先般の新聞等々を見ている中で、作況指数のことがよく出ておりますけれども、加賀地区で101、能登地区で96、県内平均99という数字がでていたように思いますが、いろんな人にお会いして聞いていますが、これだけの指数でいく訳がないと、もっと下がっているだろうというのが、皆様方の本音のところではあったような感じがしております。能登地区で96とたった4%しか下がってないので、感覚としては少ないと感じております。実態としては、非常に作柄そのものも今年は悪かったと思っておりますし、ご存知のとおり米騒動みたいなような話がございまして、中々米がないという状況があります。その後、米どうなるのだろうかということで、実は昨日東京の米屋さんへ行って来ました。色々とその辺の話も聞きましたが、この高値ではまだ続くのではないかと、まだ上がっているような状況が東京辺りではあるようです。スーパー等での値段はこちらより千円程高い価格でずっと販売されている状況です。これもちょっと異常かなと思っております。生産者にとっては資材等もかなり高騰しているので、価格生産量を保証するという意味では高い方がいいことになるのですが、一方、消費の面では高く続きますと、今度は食べる方が非常に少なくなってきます。さらに高齢化の時代でございますが本当にお米を全体的に食べなくなっていることは間違いないです。そうしますとあまり高い値段で喜んでばかりもいられない中で、今食料基本法の見直し中であります。基本計画がこれから作成されるようでありますが、食料安全保障等の話もありますけれども、とりあえず国民全体に安心して食料が提供できるところがどの辺になるのかということで、これから議論がされてくると思っております。また基本計画の策定に向けては、農業新聞等で記載されると思いますので注視していきたいと思っております。 また、地域計画についても多分順調に進んでいると思っておりますので、今後ともよろしくお願いをしたいと思います。簡単ですが挨拶とします。

欠席委員確認 議事録署名委員の指名	会　　長	本日の欠席委員は末廣委員、高橋委員の2名であります。 それでは、議案審議の前に議事録署名委員の指名を行います。 署名委員に　12番　村井委員、 1番　油野委員　にお願いいたします。 次回、総会開催日に署名・捺印をお願い致します。 本日、現地調査にあたられました、 12番　村井委員　1番　油野委員　には、各案件の審議時にご説明をいただきますので、よろしくお願い致します。
議案第42号 農地法第3条 許可申請	会　　長	それでは、「議案第42号　農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題とし事務局の説明を求めます。
	事 務 局	【議案第42号　整理番号1番から4番について朗読説明】 整理番号1番については、整理番号2番及び6ページ5条整理番号6番と10ページ報告の合意解約の整理番号10番は関連しておりまして代替地として所有権移転でございます。 整理番号2番については、5条整理番号6番の代表者であり、新工場前での耕作となります。 次に整理番号3番については、他市町でも耕作されており、経営規模の拡大となります。 整理番号4番については、遺言書による遺贈ですが、相続人以外の第三者が特定遺贈により農地を取得する場合は農地法第3条の許可が必要なことから申請されました。譲受人はご親戚関係であります。 許可基準については、お手元に配布しております「農地法第3条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」のとおりでありまして、農地法第3条に係る許可要件のすべてを満たしているものと考えられます。 これで、議案第42号の説明を終わります。
	会　　長	事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。
	当番委員	村井委員　現地調査 本日、10時30分より油野委員と事務局と現地調査してきました。 ・整理番号1番 整理番号1番につきましては、先程事務局からもありましたように、7ページの議案第45号の6番の中にある方の代替の地面ということで譲渡人からの所有権移転ということでございます。 ・整理番号2番 整理番号2につきましては、整理番号1番の道を挟んで隣側にありますけれども、これにつきましても、議案第 45 号の整理番号 6

議案第 42 号 農地法第 3 条 許可申請 議案第 42 号 農地法第 3 条 許可申請	当番委員	の所有権の移転でございますが、工場建設の方の向かい側にあるということでございまして、ここにつきましては、工場と直接には関係ないですけれども、さつまいもを作るという申請がございました。現況は原野ですが大きな木もないということで、トラクター等で耕耘すれば何とか経営できるという状況で問題はないと思います。 ・整理番号 3 番 それから整理番号 3 番ですが、これについても国道 159 号線に面しており、斜面ということですがここも計画は畑ということで現地を見てみますと、トラクターを入れてすぐ耕作できるような土地になっている状況でした。さつまいもを作付けするということで、問題はないとみてきました。 ・整理番号 4 番 それから整理番号 4 番につきましては、ちょっと特殊な形で、親戚の方々の遺贈というようなところで、譲受人が取得するということですけれども、譲受人については農業もしておりまして河北潟の方の耕作もしていますので特に問題はないかと思います。
	会　　長	この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。
	地区担当委員	・整理番号 1 番　中村委員 ・整理番号 2 番　中村委員 これについても村井委員の説明した通りで、問題はないと思います。 ・整理番号 3 番　（高橋委員欠席により事務局から） 現地を確認して特に問題ないというふうに報告を受けております。 ・整理番号 4 番　（末廣委員欠席により事務局から） 現地を確認して特に問題ないというふうに報告を受けております。
	会　　長	ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。
	会　　長	全員の挙手により、「議案第 42 号　農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について」は原案のとおり許可決定致します。

議案第43号 農地法第4条 許可申請	会　　長	続きまして、「議案第43号　農地法第4条許可申請に対する意見決定について」を議題とし事務局の説明を求めます。
	事 務 局	【議案第43号　整理番号1番についてを朗読説明】 農地区分及び許可基準については、お手元に配布しております「農地法第4条･5条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」をご覧ください。 整理番号 1 番については、「都市計画法の用途地域が定められている地域」の農地との理由によりそれぞれ第3種農地と判断できます。また、平成元年頃の増築時に工場の一部が申請地にかかって建設され、その後も車庫・駐車場用地として整備し利用していたことにより始末書が提出されております。 個別事項については、許可基準適否判断資料のとおりであり、許可基準については全て満たしているものと考えられます。 以上で、議案第43号の説明を終わります。
	会　　長	事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。
	当番委員	油野委員　現地調査 ・整理番号1番 これついては、新たに工場を西側に設置するということで、登記簿謄本等を調べたところ分かったという事です。先程事務局から説明がありましたとおり、始末書が提出されているということで周りには農地への影響するものはなく問題はないと思います。
	会　　長	この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。
	地区担当委員	・整理番号1番　長原委員 整理番号1番ですが、先程の事務局または油野委員さんの方からご報告があった通りでして、平成元年頃に工場を増築した際に使ったということです。震災により工場が駄目になり、今回工場を新たに建てるときに判明したということで、先程の説明の通り、始末書も出ているということなので、特に問題はないかと思います。
	会　　長	ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。
	会　　長	全員の挙手により「議案第43号　農地法第4条許可申請に対する意見決定について」は原案のとおり意見決定致します。

議案第44号 農地転用許可後事業計画変更申請	会　　長	続きまして、「議案第44号　農地転用許可後の事業計画変更申請（農地法第５条許可）に対する意見決定について」を議題とし事務局の説明を求めます。
	事 務 局	【議案第44号　整理番号１番についてを朗読説明】 農地区分及び許可基準については、お手元に配布しております「農地法第４条･5条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」をご覧ください。 今回変更となるのは、これまで営農されていた方が亡くなったため新たな耕作者への変更となります。設備に関しての変更はありません。 申請土地については、「都市計画法の用途地域が定められている地域」の農地との理由により第３種農地と判断できます。 個別事項については、許可基準適否判断資料のとおりであり、許可基準については全て満たしているものと考えられます。 以上で、議案第44号の説明を終わります。
	会　　長	事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。
	当番委員	油野委員　現地調査 ・整理番号１番 議案第44号ですが、これについては以前に許可認定されているところですが、耕作者が亡くなられて息子さんに変わったということで、この面積については0.18㎡ですけど、太陽光発電の下は耕作されているので、支柱部分の許可決定であります。そこでは花及びその他の作物を作っており、申請地については、家が連帯しており、その地区の本通りで横山駅までの道であります。他の農地に影響を与えるもので全く問題はないと思います。
	会　　長	この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。
	地区担当委員	・整理番号１番　今本委員 現地調査のご説明の通りであります。よろしくお願いします。
	会　　長	ほかにご意見等ございましたらご発言ください。
	会　　長	下は何を作っているのですか。
	事 務 局	たまねぎ、ネギとか。今はイチゴとタマネギ。 太陽光と太陽光の間に結構光が入る場所があり、太陽光の設備自

議案第44号 農地転用許可後事業計画変更申請	事務局	体はこれぐらいの幅のものがあります。営農型太陽光で足の部分だけの面積になります。
	会　長	ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。
	会　長	全員の挙手により「議案第44号　農地転用許可後の事業計画変更申請（農地法第５条許可）に対する意見決定について」は原案のとおり意見決定致します。
議案第45号 農地法第5条許可申請	会　長	続きまして、「議案第45号　農地法第5条許可申請に対する意見決定について」を議題としとして事務局の説明を求めます。
	事務局	【議案第45号　整理番号1番から6番についてを朗読説明】 農地区分及び許可基準については、お手元に配布しております「農地法第4条･5条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」をご覧ください。 整理番号1番については、「申請地の500m以内に駅が存在する」との理由により第2種農地と判断できますが､不許可の例外により、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると判断できます。 次に整理番号2番から5番については「都市計画法の用途地域が定められている地域」の農地との理由によりそれぞれ第3種農地と判断できます。 次に整理番号6番については「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の農地との理由により第1種農地と判断できますが、不許可の例外により、「農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設」に該当すると判断できます。 個別事項については、許可基準適否判断資料のとおりであり、許可基準については全て満たしているものと考えられます。 以上で、議案第45号の説明を終わります
	会　長	事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。
	当番委員	油野委員　現地調査 ・整理番号1番 先程事務局から説明がありましたとおり集落に連帯した農地であり、他の農地に影響をあたえるようなことはなく問題はないと思います。

議案第45号 農地法第5条 許可申請	当番委員	・整理番号2番 整理番号2番については、当該区の家屋が連担している間の農地ということで、現況は最近耕作されていないような感じでしたが、更地状態ということで問題はないと思います。 ・整理番号3番 こちらについても家屋と家屋の間の農地でありました。計画地は宅地部分と、農地を合わせた形でそれを三つに分けて宅地造成を行われます。道路に挟まれた農地で他の農地に影響を与えるものではなく問題はないと思います。 ・整理番号4番 整理番号4番つきましては、道路沿いの農地でありまして自己住宅用地ということで、農地に影響を与えることではないので問題はないと思います。 ・整理番号5番 整理番号5番につきましては、納屋を壊した宅地部分と一体で自己住宅用地にするということです。接道がないので、親が経営している法人の土地を借りて出入りをするということで、その法人の同意も得ているということで問題はないと思います。周りの農地についても影響を与えるものではないかと思います。
	当番委員	村井委員　現地調査 ・整理番号6番 整理番号6ですが、譲受人は宇気にある会社でございまして、現在の工場が手狭になったというようなことで、新しく横山地区に工場建設をしたいということで申請があったものでございます。面積につきましては15,000㎡余りで大変大きな面積ですけども、現状については、原野で畑ものを全く作っていないところでございますし、また近くには、他の工場も建設されているようなところですので、特に工場建設地について問題はないかと思います。
	会　　長	この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。
	会　　長	この6番の不許可の例外というのはどのようなことですか。もう少し具体的にお願いします。
	事務局長	就業機会の増大ということで、いわゆる3割協定というのがございまして、そこに進出し工場の従業員を募集するわけですけれども、その募集する人材は、農業者又は農業者の家族、いわゆる農業従事者を積極的に登用するということです。工場の例えば10人いたら3人は農業従事者を雇うことになります。100人でしたら30人と、そんな形で農業従事者を積極的に雇い入れることで周辺の地区

議案第45号 農地法第5条 許可申請	事務局長	から、募集をかけるような形になります。雇用協定を市と結ぶことにもなります。
	地区担当委員	・整理番号1番　今本委員 震災によりこちらに住宅の建設とのことで、周辺には住宅が連担しておりますので問題はないと思います。 ・整理番号2番　油野委員 住宅地の中にある農地ですので問題はないと思います。 ・整理番号3番　末廣委員（末廣委員欠席により事務局から） 現地を確認して特に問題ないというふうに報告を受けております。 ・整理番号4番　長原委員 住宅が連担し農地への影響もないので問題はありません。 ・整理番号5番　長原委員 道路から少し奥まったところですが、法人の同意も得ていますので問題はないと思います。 ・整理番号6番　村井委員（現地調査で報告）
	会　　長	ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。
	会　　長	全員の挙手により「議案第45号　農地法第5条許可申請に対する意見決定について」は原案のとおり意見決定致します。
議案第46号 農用地利用集積等促進計画案について （一括）	会　　長	続きまして、「議案第46号　農用地利用集積等促進計画案について（一括）」議題とし、事務局の説明を求めます。
	事 務 局	【整理番号1番から3番についてを朗読説明】 新規に中間管理機構を通して集積する計画でございます。 以上で、議案第46号の説明を終わります。
	会　　長	事務局から説明がありましたが、この件についてご意見等がありましたらご発言ください。無いようでしたら採決に入ります。 議案に賛成の方は挙手をお願いします。

議案第46号 農用地利用集積等促進計画案について （一括）	会　　長	全員の挙手により「議案第 46 号　農用地利用集積等促進計画案について（一括）」は原案のとおり承認致します。
報　　告	会　　長	次に報告案件がございます。事務局の説明をお願いします。
報告第16号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知 （合意解約）	事 務 局	【報告第 16 号　農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について】 朗読説明 整理番号 1 番から 9 番はほ場整備事業に係る合意解約 整理番号 10 番は　耕作目的の合意解約となり 10 件　15 筆　16,006 ㎡
報告第 17 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出	事 務 局	【報告第 17 号　農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について】 朗読説明 全部で 12 件　112 筆　25,601.71 ㎡　全て相続になります。 報告案件は以上です。
	会　　長	教えていただきたいのですが、報告第 16 号の合意解約は、ほ場整備を行っているところで中間管理機構を通じてしていたのをほ場整備して解約すると、その後はどんな流れになりますか。
	事務局長	この地区で、法人新たにつくればそこがなるという話かもしれないし、それはまた別の方かもしれないです。今のところはです。
	事務局	誰がどこをやるかという計画立てているところです。
	事務局長	一応法人は作る予定になっています。
	根布委員	一応、1 月に法人手続きします。
	会　　長	今また正式になると、中間管理機構を通じてもう 1 回新たなのにすると、そういうことですね。
	会　　長	この合意解約の条件っていうのは何と何とかって幾つか何かあるのですか。お互いに合意解約すると言えばいいのですか。

	事務局	特に時期とかも決まっていませんし、お互い言うについても特に決まってない。
	会　　長	お互いに合意すれば、解約できることですね。
	事務局	今報告の件は、今年もすでに工事が行われている部分の契約の分で、一応9月末日が機構の地代が落ちる基準日になっているためです。
	会　　長	当然、中間管理機構を通すときは地域集積協力金というのはもらっているわけですよね。
	事務局	今は申請するところで準備しているところです。
	会　　長	以上で、第11回の議案審議については全て終了しました。
いしかわ農業委員会活動1・1・1 運動推進状況報告	当番委員	次に、「いしかわ農業委員活動1.1.1運動」についてですが、今月は農業委員9番・10番・推進委員Cグループの方からご報告をお願いします。 9番　末廣委員（欠席） 10番　中村委員 私の管轄で、1月から農地法3条5条の許可申請のその後がどうなっているか、現況を見て参りましたのでちょっとお話したいと思います。1月・3月高松で自己住宅用地ですが新築工事中でもう完成するかと思います。それから5月高松アにて、共同住宅用地ですが、もう造成が完了しておりましたので共同住宅の建設待ちです。6月高松ソにて工場用地ですが、造成工事中でございます。それから7月自己住宅用地で宅地の基礎コンクリートが完了しておりました。9月宅地造成ですが基礎地盤の調査がありました。以上の結果で順調に目的どおり行われているとみてきました。 Cグループ推進委員 松原委員 ご存じの通り、大崎地区は1日の地震により在所の中は大変なことになっています。畑の方は河北潟干拓地の湖畔がかなり傷んでいまして、水路等と農道が非常に痛んでおり多面的を使い直しております。それから、水のパイプラインも破断しているようで、水が供給できない状況になっております。それから砂丘地の方の5字6字

いしかわ農業委員会活動 1・1・1 運動推進状況報告	当番委員	7字の畑地等の収穫ですが、スイカ、長芋、かぼっくり、そしてなぜか五郎島金時を作っていますけども、収穫ほとんど終わりまして、もう一部の方がまだ残っているようでございますけど、11月の霜がおりる前に収穫をしたいと思っております。いずれの野菜も平年並みの大きな災害もなく、平年並みの収穫があったようでございます。それで、実は7字のパイプラインが全部表面に剥きだしになっておりまして、農作業するのに非常に都合が悪いという話がありまして、7字のパイプライン、バブルを地中化するという工事を1,000万円程かけて発注したいと思っております。以上簡単ですが報告にさせていただきます。ありがとうございました。
	会　　長	7字のパイプが上に出てきたというのは、地震で。
	松原委員	以前からバブルだけ出ていたもので、トラクターに当たったりして漏れたり、冬場は凍結してパイプが破裂するということで、耕作者の皆様がどうにかしてほしいということで、バルブを地下に埋めて農作業しやすいように、凍結しないようにしてほしいということでやることになりました。
	会　　長	なるほど。そうすると全体的に農地そのものは、直すのにどれぐらい時間かかりそうです。今年中にほぼ直るのですか。
	松原委員	バルブを埋めるのは今年中だと思います。畑はですね、昔から給水設備があったのですが、雨が降っても全部浸透していくので、排水設備はありませんでした。それで、近年のような激しい雨が今後も降る事になると排水施設を作らなければいけないのではないかという話が出ています。現在のところ排水門がなく、雨が降ったら端に流れますが、以前の水害でひどい目に遭いましたので、今後排水施設も必要だと思っております。
	会　　長	家の方は大体どんな感じですか全体的には。
	松原委員	大崎の在所は600世帯程ありますが、その内60世帯位は他に行って現在おりません。その内どれだけ大崎に帰ってきてくれるかわかりません。県道松任宇野気線の道路が液状化でベコベコになっていまして、積雪があると危ないので、現時点でまっすぐにする仮復旧が行われています。道路自体が大きいところで1m横にづれています。1mも道路がづれるというのは日本で初めてだそうです。県の方でも検討して頂いておりますが、結局、国が主体となって工事行うと聞いております。今後元に戻るのは、10年以上かかるみたいです。

いしかわ農業委員会活動 1・1・1 運動推進状況報告	会　　長	1割の方が今外に住んでいるのですね。その内どれだけ戻ってくるかはまだ分からないのですね。
	松原委員	殆どが年寄りの世帯でして、子供さんが居なく、子供さんも他で家を建てているので、後何年生きられるかという問題もありますので、家建ててもというような方もおいでますし、是非帰りたいという方もいます。頑張ってやります。
	会　　長	ありがとうございます。実は明後日の全国農業委員会大会がありまして、その後に国会議員の先生方と話す場がありまして、多分地震の話になると思います。かほくはどうやったと話が出てくるのではと思いちょっと聞きました。早くしてくれという話でいいですか。
	松原委員	今週も液状化の説明会が市の方でされます。
	当番委員	三嶋委員 今地震の話出ましたので、上田名地区の組合長から言われていたのですが、山間地の田んぼですが、今年の春田植えから水漏れが非常に激しいく原因を探していたのですが分からず、中々水の溜まりも悪く除草剤も効かなかったことで大変な目に遭いました。それで稲刈りが終わりましたら、バケツ程の穴3つ空いておりまして原因が分かりましたが、よく見ると暗渠の下辺りがひび割れており、それで途中に穴が開いて水が漏れていました。暗渠の口から水は漏れていないのですが、地震で地面が動いて下が漏れていると話をしているのです。直すとなると物凄いお金がかかるということで、直すぐらいなら田んぼ作らん方がいいのではないかと笑い話にしているくらいです。もう少し状況を確認したいなと思っています。 それとですね、余地の組合長と話すことがありまして、今年は例年以上にイノシシの被害が酷いということで、農道は人間歩けないところもあり、例年以上にイノシシが罠にかかっているそうです。 また、上田名地区内で耕作していた方も順次高齢やら病気で辞められて、笠島地区に若い担い手の方と全体的な町内の田んぼ約半分、法人とで耕作することになりました。
	会　　長	担い手と組合と両方ですみわけしながらやってくと、それは一番いい格好だと思います。ぜひ、横の連携取りながらやって頂くといいと思います。また頑張ってください。
	当番委員	気谷委員 先日ですが知り合いの自宅が1月の地震で瓦がズレまして、雨漏りが激しく解体することになりました。建物を壊したとしてもその後家を建てられない環境になりますので、農地にする場合の手続等

いしかわ農業委員会活動1・1・1 運動推進状況報告	当番委員	をお伝えしました。それと最近、自宅周辺は最近家がどんどん建っておりまして、能登の方が多いです。やっぱり砂丘っていうのが、今回の地震でもあまり影響はなかったので余計人気があるのかなと思って今眺めています。おかげで農地は殆どなくなりました。
	会　　長	能登の人がどんどん家建てているそんな状況ですか。先月の農業会議に出ていたときに聞いたのですが、とにかく建てる金が以前より倍になっているようです。新たに建てることは難しいと聞きました。非常に大変な状況なっているということです。
	当番委員	寺井委員 赤道や青道についての相談がありました。 地震の話がありましたけど、能登の方で子供が高校生なので、卒業したらこちらに移ってくると人が結構いるそうです。以上です。
	会　　長	能登の方からはかほく辺りが家を建てるのに一番いいところかもしれませんね。金沢行くと値段高過ぎて、かほくの農地がもっと減るかと思うとちょっと心配もありますけども、地震の影響というのは相当いろんなところに出てきているというのが実態かと思います。
	会　　長	ありがとうございました。次回は、9番　末廣委員　、 11番　大田委員、来月もCグループの推進委員さんにお願いいたします。
管内情勢	当番委員	続きまして、石川かほく農協専務の村井委員より、河北郡市の農業情勢やかほく市管内の現況や情報について、何か報告がありましたらお話しをお願いいたします。
	村井委員	特に大きなことはないのですが、先程会長の方から米の価格についてお話しておいでましたが、先日、福井県で仮渡金の追加というようなことで発表が出ておりました。石川県も実は全農の方で今計算をしているところでございまして、12月末もしくは1月に概算の清算金が支払われるかなということを聞いております。また決まり次第また皆さんの方にご案内させていただきたいと思っております。またその他ですが、紋平柿の関係は昨日で選果出荷が終わりました。当初計画70tの計画をして、販売する予定で集荷をしておりましたが、実際、蓋開けてみますと 133tと倍程の出荷がしていただけたというようなことです。平年ですと70tという数値を見積もったのには、ある程度自然落下といいますか生理落果も含めて、計算して例年の生理落下がこれぐらいだから、今年の玉数掛ける生理落果の率で、70t位であろうという計算をしているのですが、まず
	会　　長	

管内情勢	会　　長	生理落果がほぼなかったというようなことです。球数が沢山ついたようです。実は、通常ですと沢山玉がつくと、小さくなるのですが、今年は玉が多いにもかかわらず、玉が大きかったというようなことで普通で 2Ｌプラスが沢山出たというようなことで、ダブルで出荷
	村井委員	数量が増えたというところで本当に喜んでいるところでございます。単価につきましては、前回のときにもお話したかなと思いますが、今年カメムシの被害が和歌山や奈良・岐阜において、大きな産地の方で結構被害が酷いうようなことで、非常に流通している柿が例年よりも大分少なかったようなことで、今年は当初の値段からほぼずっと同じ値段で販売されたということです。生産者につきましては、これまでにない収穫と収益になったのかなというところでございます。その他、スマートフレッシュでの 12 月販売、これもまた始めておりますので、できるだけ販売に努力をしていきたいなというか、考えているところでございます以上でございます。
	会　　長	どうもありがとうございました。柿が豊作ということで値段さえとれればいいと思います。ルビーロマンのぶどうワインの話について大田委員ちょっと話して頂けますか。
	大田委員	ＰＦＵのブルーキャッツバレーと一緒になって、地域づくりで文化庁から推薦を頂いている事業です。高松ぶどうの収穫前にちょっと廃棄ではないですが販売に出せないぶどうをワインにする話がありまして、協力をしました。大体 1ｔ1 箱で醸造するそうで、おおよそ 800 本作れたそうです。高松ぶどうとブルーキャッツが共同でした事業です。ブルーキャッツのバレーの試合の時には販売し、震災の義援金にも少し中に含まれているということです。ただ量があまりに少ないと聞いております。バレーの試合の 2 日間で 200 本位売れたということでした。炭酸のスパーリングワインということで、瓶の中で発酵しますので少し濁りが残っています。ぜひ飲んでいただきたいです。よろしくお願いします。
その他	会　　長	非常に話題作りとしてはいい話だなと思います。 ありがとうございました。 その他について、事務局よりお願いいたします。
	事務局	・手帳の配布
	事務局長	次回、12 月の総会は、12 月 23 日（月）午後 1 時 30 分から予定をしております。場所は、西フロア 3 階 302 会議室となります。 現地調査の当番委員の方は、2 番　長原委員、3 番　今本委員です。推進委員の方は、Ｃグループとなります。よろしくお願いいたします。

その他	事務局長	今月（11 月）の委員報酬は、12 月末に振り込む予定です。ご確認をお願い致します。
	会　　長	他に何かございませんか。
閉　会	会　　長	無いようでしたら令和 6 年 11 回（11 月）の農業委員会総会を終了いたします。 【14 時 55 分終了】 議事録署名委員 会長 [redacted] 12 番 [redacted] 1 番 [redacted]